

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月二十日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

附則第三項及び第四項中「平成二十五年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。